

第一次答申への対応状況等

I 茨城県議会基本条例の見直し 1

II 議会審議・委員会審査の充実 2

III ICT化の推進 7

IV 議会会期の在り方 10

V 県議選の投票率向上等に向けた議会活動への県民参画の推進 10

VI その他 13

(参 考) 14

I 茨城県議会基本条例の見直し

通番	項目	答申	対応状況等
1	1 条例の見直し	新型コロナウイルス感染症の拡大や頻発する大規模災害への対応、デジタルトランスフォーメーションの推進等、社会経済と県民生活の在り方に大きな変革が訪れる中、制定後8年が経過する茨城県議会基本条例についても見直しを検討する時期に来ているため、条例第35条の規定に基づき、次の項目ほか必要な規定の改正を行うこと。	
2	(1) 災害等の発生時における議会の対応	部分的に規定されている災害等に関する対応をまとめ、独立した条文として整理し、併せて「茨城県議会災害対策会議」を条例に位置付けること。 災害等の発生時における議会の活動方針の策定について規定を設け、緊急時に議会活動等を継続するための計画を策定すること。	<p><条例改正案></p> <ul style="list-style-type: none"> 改正条例案については資料No.2「茨城県議会基本条例の改正案」のとおり。 <p><今後のスケジュール></p>
3	(2) 議会活動への県民参画の推進と主権者意識の醸成	県民の県政への理解と関心を高め、県議選投票率の向上等へつなげるため、議会活動を通じた県民の主権者としての意識の醸成等、議会が、議会活動への県民参画をより推進していく旨を規定すること。	<ul style="list-style-type: none"> 第5回会議（10/18）で改正条例案を議論。 改正条例案に係るパブリックコメントを実施（10月下旬～11月上旬）。 第6回会議（4定中）で改正条例案に係る答申を決定。 第4回定例会に改正条例案を提案。
4	(3) 議会の監視機能等の強化	重要な政策等の事前説明の努力義務を、義務規定に改正すること。 県民生活に重要な影響を及ぼす条例の制定改廃を事前説明の対象として明示するとともに、「基本計画等の重要な政策又は施策」の範囲等を明確化すること。 予算の調製における議会の政策立案等（議員提案条例、調査特別委員会等の提言、災害時等の要望等）の尊重義務を規定すること。	
5	(4) ICT技術の活用	審議等におけるICT技術の積極的活用により、議会活動の充実を図るべき旨を規定すること。	

II 議会審議・委員会審査の充実

通番	項目	答申	対応状況等
6	1 常任委員会委員の任期	<p>常任委員の任期は、執行機関の事業年度に合わせることでより円滑な審査を実現する観点から、「第4回定例会における選任の日から翌年の第4回定例会閉会日の前日まで」とする現行の任期を、「第1回定例会における選任の日から、翌年第1回定例会閉会日の前日まで」に改めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年第3回定例会において茨城県議会委員会条例を一部改正し、現在の常任委員任期を来年3月の第1回定例会閉会日前日まで延ばし、令和4年第1回定例会閉会日から新たな任期による常任委員を選任する。 常任委員の任期を準用していた議会運営委員の任期は現行どおりとし、議会運営委員の任期に係る規定を別途設ける。 常任委員会以外の委員会の委員の任期については、常任委員会の審査を深める役割を担う予算特別委員会に合わせることであり、それ以外の委員会は現行のとおりとする。
7	2 常任委員会審査時間の確保と充実	<p>審議の活性化や質疑時間の確保の観点から、執行部による説明を分割し、説明ごとに質疑を行い、その後所管事務に関する質問を行う等、審査の手順を改めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第2回定例会の常任委員会から実施済。
8	3 委員長口頭報告の簡略化	<p>本会議の議事運営の効率化を図る観点から、議案の報告は、議案名や内容等の重複部分を省略する等、報告として必要な情報を提供できる範囲内で簡略化すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第2回定例会から実施済。

通番	項 目	答 申	対応状況等				
9	4 一般質問・質疑における分割質問の推奨	<p>一般質問・質疑が、活発で県民にわかりやすいものとなるよう、分割による質問を推奨すること。</p> <p>「質問を行う議員は4年の任期内に1回以上は分割質問を行う」、「年間で会派の半数は分割質問を行う」等、会派又は議員ごとに目標を掲げることで、分割質問の推進に取り組むこと。</p>	<p>・ 第3回定例会において議運申合せの一部改正を実施。</p> <p>○議会運営に関する申合せ事項</p> <table border="1" data-bbox="1218 576 2098 1134"> <thead> <tr> <th data-bbox="1218 576 1659 624">改正（案）</th> <th data-bbox="1659 576 2098 624">現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1218 624 1659 1134"> 第2 本会議に関する事項 7 質問の方式 質問は、一括質問・一括答弁方式と分割質問方式のいずれかを選択して行うものとする。 <u>なお、議員は任期中1回以上、会派は同じ会派に属する議員のうちその年に質問を行う者の半数以上等の目標を定め、分割質問方式の積極的な選択に努めることとする。</u> </td> <td data-bbox="1659 624 2098 1134"> 第2 本会議に関する事項 7 質問の方式 質問は、一括質問・一括答弁方式と分割質問方式のいずれかを選択して行うものとする。 </td> </tr> </tbody> </table>	改正（案）	現行	第2 本会議に関する事項 7 質問の方式 質問は、一括質問・一括答弁方式と分割質問方式のいずれかを選択して行うものとする。 <u>なお、議員は任期中1回以上、会派は同じ会派に属する議員のうちその年に質問を行う者の半数以上等の目標を定め、分割質問方式の積極的な選択に努めることとする。</u>	第2 本会議に関する事項 7 質問の方式 質問は、一括質問・一括答弁方式と分割質問方式のいずれかを選択して行うものとする。
改正（案）	現行						
第2 本会議に関する事項 7 質問の方式 質問は、一括質問・一括答弁方式と分割質問方式のいずれかを選択して行うものとする。 <u>なお、議員は任期中1回以上、会派は同じ会派に属する議員のうちその年に質問を行う者の半数以上等の目標を定め、分割質問方式の積極的な選択に努めることとする。</u>	第2 本会議に関する事項 7 質問の方式 質問は、一括質問・一括答弁方式と分割質問方式のいずれかを選択して行うものとする。						

通番	項 目	答 申	対 応 状 況 等									
10	5 代表及び一般質問・質疑の再質問における代理答弁	<p>知事への通告に対し、再質問で詳細な事項やデータ等について答弁ができない場合は、必要に応じてその補足を担当部長が答弁する代理答弁を最小限の範囲で許可する等、県民がわかりやすい答弁となるよう議事運営を図られたいこと。</p> <p>ただし、通告による答弁者を第一とし、代理答弁が頻発されることのないよう留意されたいこと。</p>	<p>・ 第3回定例会において議運申合せ及び予算特別委員会実施要領の一部改正を実施。</p> <p>○議会運営に関する申合せ事項</p> <table border="1" data-bbox="1218 325 2096 975"> <thead> <tr> <th data-bbox="1218 325 1697 373">改正 (案)</th> <th data-bbox="1697 325 2096 373">現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1218 373 1697 975"> <p>第2 本会議に関する事項</p> <p>10 知事答弁の代理</p> <p>(1) 本会議における質問、質疑に対し知事が答弁すべき事項のうち、細部について関係部局長に答弁させようとする場合は、事前に関係部局長名を議長に申し出ることとする。</p> <p>(2) 再質問、再質疑に対して知事が答弁すべき事項のうち、細部のデータについて答弁ができない場合は、必要に応じてその補足を担当部長が答弁する代理答弁を議長の許可を受けた上で行うことができる。代理答弁は、最小限の範囲で、極めて限定的となるよう留意するものとする。</p> </td> <td data-bbox="1697 373 2096 975"> <p>第2 本会議に関する事項</p> <p>10 知事答弁の代理</p> <p>本会議における質問、質疑に対し知事が答弁すべき事項のうち、細部について関係部局長に答弁させようとする場合は、事前に関係部局長名を議長に申し出ることとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>○予算特別委員会実施要領</p> <table border="1" data-bbox="1218 1043 2096 1449"> <thead> <tr> <th data-bbox="1218 1043 1697 1091">改正 (案)</th> <th data-bbox="1697 1043 2096 1091">現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1218 1091 1697 1449"> <p>2 質疑等の方法</p> <p>(1)～(8)略</p> <p>(9) 答弁者は通告に従うことを原則とし、例外として、知事が答弁すべき事項のうち、細部のデータについては、委員長の許可を受けた上で、関係部局長に答弁を代理させることができる。代理答弁は、最小限の範囲で、極めて限定的となるよう留意するものとする。</p> </td> <td data-bbox="1697 1091 2096 1449"> <p>2 質疑の方法</p> <p>(1)～(8)略</p> <p>(新規)</p> </td> </tr> </tbody> </table>		改正 (案)	現行	<p>第2 本会議に関する事項</p> <p>10 知事答弁の代理</p> <p>(1) 本会議における質問、質疑に対し知事が答弁すべき事項のうち、細部について関係部局長に答弁させようとする場合は、事前に関係部局長名を議長に申し出ることとする。</p> <p>(2) 再質問、再質疑に対して知事が答弁すべき事項のうち、細部のデータについて答弁ができない場合は、必要に応じてその補足を担当部長が答弁する代理答弁を議長の許可を受けた上で行うことができる。代理答弁は、最小限の範囲で、極めて限定的となるよう留意するものとする。</p>	<p>第2 本会議に関する事項</p> <p>10 知事答弁の代理</p> <p>本会議における質問、質疑に対し知事が答弁すべき事項のうち、細部について関係部局長に答弁させようとする場合は、事前に関係部局長名を議長に申し出ることとする。</p>	改正 (案)	現行	<p>2 質疑等の方法</p> <p>(1)～(8)略</p> <p>(9) 答弁者は通告に従うことを原則とし、例外として、知事が答弁すべき事項のうち、細部のデータについては、委員長の許可を受けた上で、関係部局長に答弁を代理させることができる。代理答弁は、最小限の範囲で、極めて限定的となるよう留意するものとする。</p>	<p>2 質疑の方法</p> <p>(1)～(8)略</p> <p>(新規)</p>
改正 (案)	現行											
<p>第2 本会議に関する事項</p> <p>10 知事答弁の代理</p> <p>(1) 本会議における質問、質疑に対し知事が答弁すべき事項のうち、細部について関係部局長に答弁させようとする場合は、事前に関係部局長名を議長に申し出ることとする。</p> <p>(2) 再質問、再質疑に対して知事が答弁すべき事項のうち、細部のデータについて答弁ができない場合は、必要に応じてその補足を担当部長が答弁する代理答弁を議長の許可を受けた上で行うことができる。代理答弁は、最小限の範囲で、極めて限定的となるよう留意するものとする。</p>	<p>第2 本会議に関する事項</p> <p>10 知事答弁の代理</p> <p>本会議における質問、質疑に対し知事が答弁すべき事項のうち、細部について関係部局長に答弁させようとする場合は、事前に関係部局長名を議長に申し出ることとする。</p>											
改正 (案)	現行											
<p>2 質疑等の方法</p> <p>(1)～(8)略</p> <p>(9) 答弁者は通告に従うことを原則とし、例外として、知事が答弁すべき事項のうち、細部のデータについては、委員長の許可を受けた上で、関係部局長に答弁を代理させることができる。代理答弁は、最小限の範囲で、極めて限定的となるよう留意するものとする。</p>	<p>2 質疑の方法</p> <p>(1)～(8)略</p> <p>(新規)</p>											

通番	項目	答申	対応状況等				
11	6 決算特別委員会の充実等 (1) 審査内容等の充実化及び効果的活用	<p>決算審査は広範にわたる内容等、審査負担が大きく、難易度も高いことから、外部研修の受講等、委員の審査能力の向上策を進めること。</p> <p>決算審査へ早期に着手するため、知事が決算書類を議会の認定に付す時期を早めるよう、執行部へ申し入れること。</p> <p>予算への審査結果の反映等、決算審査の成果の見える化と委員の負担軽減等に向けた、組織や審査方法の見直しを検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 委員の審査能力の向上策については、委員を対象とした外部研修を受講することとする。 組織や審査方法の見直し、決算審査への住民参画については、令和4年度以降の実施に向けて、引き続き検討することとする。 				
12	(2) 決算審査への住民参画	<p>決算審査において、県民の意見を聴き取る仕組みを検討すること。</p>					
13	7 議会への要望書の取り扱い	<p>議会へ提出される県民等の要望書は、陳情書と同様、所管委員会へ参考送付する扱いとすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第3回定例会において、茨城県議会請願陳情取扱規程及び議運申合せの一部改正を実施。 <p>○茨城県請願陳情取扱規程</p> <table border="1" data-bbox="1218 962 2098 1334"> <thead> <tr> <th data-bbox="1218 962 1659 1010">改正(案)</th> <th data-bbox="1659 962 2098 1010">現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1218 1010 1659 1334"> (陳情書_____の取扱い) 第8条 陳情書(これに類するものを含む。)であっても議員の紹介のあるものは、請願書と同様に取り扱うものとする。 </td> <td data-bbox="1659 1010 2098 1334"> (陳情書及び要望書等の取扱い) 第8条 陳情書及び要望書等 _____ _____ _____ であっても議員の紹介のあるものは、請願書と同様に取り扱うものとする。 </td> </tr> </tbody> </table>	改正(案)	現行	(陳情書_____の取扱い) 第8条 陳情書(これに類するものを含む。)であっても議員の紹介のあるものは、請願書と同様に取り扱うものとする。	(陳情書及び要望書等の取扱い) 第8条 陳情書及び要望書等 _____ _____ _____ であっても議員の紹介のあるものは、請願書と同様に取り扱うものとする。
改正(案)	現行						
(陳情書_____の取扱い) 第8条 陳情書(これに類するものを含む。)であっても議員の紹介のあるものは、請願書と同様に取り扱うものとする。	(陳情書及び要望書等の取扱い) 第8条 陳情書及び要望書等 _____ _____ _____ であっても議員の紹介のあるものは、請願書と同様に取り扱うものとする。						

通番	項 目	答 申	対 応 状 況 等				
			<p>○議会運営についての申合せ事項</p> <table border="1" data-bbox="1218 240 2098 703"> <thead> <tr> <th data-bbox="1218 240 1655 288">改正 (案)</th> <th data-bbox="1655 240 2098 288">現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1218 288 1655 703"> <p>第4 請願等に関する事項</p> <p>1 請願及び陳情_____の取扱い</p> <p>(3) 陳情 (これに類するものを含む。) を受けた議長は、請願に準じて所管委員会に参考送付する。</p> <p><u>(削除)</u></p> </td> <td data-bbox="1655 288 2098 703"> <p>第4 請願等に関する事項</p> <p>1 請願、陳情及び要望等の取扱い</p> <p>(3) 陳情_____</p> <p>_____を受けた議長は、請願に準じて所管委員会に参考送付する。</p> <p><u>(4) 要望等は、議長の閲覧に供した後、議員に供覧する。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	改正 (案)	現行	<p>第4 請願等に関する事項</p> <p>1 請願及び陳情_____の取扱い</p> <p>(3) 陳情 (これに類するものを含む。) を受けた議長は、請願に準じて所管委員会に参考送付する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第4 請願等に関する事項</p> <p>1 請願、陳情及び要望等の取扱い</p> <p>(3) 陳情_____</p> <p>_____を受けた議長は、請願に準じて所管委員会に参考送付する。</p> <p><u>(4) 要望等は、議長の閲覧に供した後、議員に供覧する。</u></p>
改正 (案)	現行						
<p>第4 請願等に関する事項</p> <p>1 請願及び陳情_____の取扱い</p> <p>(3) 陳情 (これに類するものを含む。) を受けた議長は、請願に準じて所管委員会に参考送付する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第4 請願等に関する事項</p> <p>1 請願、陳情及び要望等の取扱い</p> <p>(3) 陳情_____</p> <p>_____を受けた議長は、請願に準じて所管委員会に参考送付する。</p> <p><u>(4) 要望等は、議長の閲覧に供した後、議員に供覧する。</u></p>						
14	8 常任委員会資料の事前配布	<p>審査の充実を図る上で、常任委員会資料は委員会開催前日までに県議会 ICT 文書共有システムへ公開すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第3回定例会中常任委員会から、県議会 ICT 文書共有システム (サイドボックス) への委員会資料の公開日時を、委員会開催日の前日 12 時に改めた。 				

Ⅲ ICT化の推進

通番	項目	答申	対応状況等
15	1 配付資料のペーパーレス化	議会運営の効率化・活性化や、紙資源や印刷費の削減等に向け、本会議や委員会で配付する文書の段階的なペーパーレス化を引き続き進めていくこと。	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年第2回定例会から段階的なペーパーレス化を進めており、現在、ペーパーレスを選択している議員は、本会議資料で31名、委員会資料で38名である。 今後、ニーズに応じた研修会の適宜開催等により、タブレット端末の操作等の習熟度を高めることでペーパーレスを希望する議員をできるだけ増やす。また、会議録の配付や事務局からの情報提供・通知（FAX）についても、ペーパーレス化を進める。 なお、次期任期には、ペーパーレスを原則にできるよう努める。
16	2 県民にわかりやすい議会運営 (1) 常任委員会のインターネット中継	各常任委員会室等への接続工事や維持費に多くの費用を要することから、費用対効果等を研究した上で導入を含め検討する必要があること。	<ul style="list-style-type: none"> 各常任委員会室等への接続工事等に多額の費用を要すること、及び議会中継等のアクセス件数の状況を鑑み、他自治体の状況や費用対効果等を研究しながら、通告制をとらない委員会質疑の特性も踏まえ、今後の課題として導入を検討することとする。
17	(2) 議場への大型モニター設置	質問・質疑の補助手段としての資料表示や、分割質問時に再質問を行う質問者の表示のほか、採決結果の表示等にも使用できるが、費用の面から、当面は既存の機材を代用すること等でモニター表示に対応し、大型モニターの設置は、費用対効果等を研究した上で、導入を含め検討する必要があること。	<ul style="list-style-type: none"> 議場の壁面に設置する大型モニターに多額の費用を要することから、費用対効果等を研究した上で、今後の課題として導入の検討を行うこととする。 なお、第3回定例会から、傍聴席に設置されているモニターと同様の既存機材を活用して、議場において分割質問時の質問者の表示を行うこととする。
18	(3) 議案の電子採決	電子採決の導入の是非については、投票結果の表示が必要なことから、大型モニターの設置に併せて検討すること。	<ul style="list-style-type: none"> タブレット端末による採決システム（初期費用8万円、年額費用36万円）の導入は、議事運営の効率化の観点から有効であるが、投票結果の表示が必要なことから、大型モニターの設置と併せて導入の是非を検討することとする。

通番	項 目	答 申	対応状況等				
19	(4) 傍聴人のタブレット端末の使用	傍聴人のタブレット端末等情報通信機器の使用については、撮影・録音に使用されないこと、消音等必要な措置をすること、議事関係資料の閲覧や議事に関する ウェブサイトの閲覧等、議員と同様の使用目的の範囲内に限ること等を明確にした上で認めること。	<p>・ 第3回定例会において、茨城県議会傍聴規則及び議運申合せの一部改正を実施。</p> <p>○茨城県議会傍聴規則</p> <table border="1" data-bbox="1093 296 2089 1423"> <thead> <tr> <th data-bbox="1093 296 1592 339">改正(案)</th> <th data-bbox="1592 296 2089 339">現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 339 1592 911"> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第10条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>((1)～(3) 略)</p> <p>(4) ラジオ、拡声器、無線機の類(携帯電話機及びパーソナルコンピューター(以下「携帯電話機等」という。)を除く。)及び笛、ラップ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者</p> <p>(5) 写真機、ビデオカメラ、録音機の類(携帯電話機等を除く。)を携帯している者(第12条の規定により、議長の許可を得たものを除く。)</p> <p>((6)～(7) 略)</p> <p>(第2項～第4項 略)</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第11条 傍聴人は傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。</p> <p>((1)～(6) 略)</p> <p>(7) 携帯電話機等については、音が出ないように措置するとともに、議事に関する情報の閲覧又は記録(撮影及び録音等を除く。)以外に使用しないこと。</p> <p>(8) 携帯電話機及び情報通信機器(タブレット端末及びパーソナルコンピューターをいう。)については、議事に関連するウェブサイトの閲覧及</p> </td> <td data-bbox="1592 339 2089 1423"> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第10条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>((1)～(3) 略)</p> <p>(4) ラジオ、拡声器、無線機の類(携帯電話機_____を除く。)及び笛、ラップ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者</p> <p>(5) 写真機、ビデオカメラ、録音機の類_____を携帯している者(第12条の規定により、議長の許可を得たものを除く)</p> <p>((6)～(7) 略)</p> <p>(第2項～第4項 略)</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第11条 傍聴人は傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。</p> <p>((1)～(6) 略)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) 携帯電話機については、使用できないよう電源を切ること</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> </td> </tr> </tbody> </table>	改正(案)	現行	<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第10条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>((1)～(3) 略)</p> <p>(4) ラジオ、拡声器、無線機の類(携帯電話機及びパーソナルコンピューター(以下「携帯電話機等」という。)を除く。)及び笛、ラップ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者</p> <p>(5) 写真機、ビデオカメラ、録音機の類(携帯電話機等を除く。)を携帯している者(第12条の規定により、議長の許可を得たものを除く。)</p> <p>((6)～(7) 略)</p> <p>(第2項～第4項 略)</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第11条 傍聴人は傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。</p> <p>((1)～(6) 略)</p> <p>(7) 携帯電話機等については、音が出ないように措置するとともに、議事に関する情報の閲覧又は記録(撮影及び録音等を除く。)以外に使用しないこと。</p> <p>(8) 携帯電話機及び情報通信機器(タブレット端末及びパーソナルコンピューターをいう。)については、議事に関連するウェブサイトの閲覧及</p>	<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第10条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>((1)～(3) 略)</p> <p>(4) ラジオ、拡声器、無線機の類(携帯電話機_____を除く。)及び笛、ラップ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者</p> <p>(5) 写真機、ビデオカメラ、録音機の類_____を携帯している者(第12条の規定により、議長の許可を得たものを除く)</p> <p>((6)～(7) 略)</p> <p>(第2項～第4項 略)</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第11条 傍聴人は傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。</p> <p>((1)～(6) 略)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) 携帯電話機については、使用できないよう電源を切ること</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
改正(案)	現行						
<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第10条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>((1)～(3) 略)</p> <p>(4) ラジオ、拡声器、無線機の類(携帯電話機及びパーソナルコンピューター(以下「携帯電話機等」という。)を除く。)及び笛、ラップ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者</p> <p>(5) 写真機、ビデオカメラ、録音機の類(携帯電話機等を除く。)を携帯している者(第12条の規定により、議長の許可を得たものを除く。)</p> <p>((6)～(7) 略)</p> <p>(第2項～第4項 略)</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第11条 傍聴人は傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。</p> <p>((1)～(6) 略)</p> <p>(7) 携帯電話機等については、音が出ないように措置するとともに、議事に関する情報の閲覧又は記録(撮影及び録音等を除く。)以外に使用しないこと。</p> <p>(8) 携帯電話機及び情報通信機器(タブレット端末及びパーソナルコンピューターをいう。)については、議事に関連するウェブサイトの閲覧及</p>	<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第10条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>((1)～(3) 略)</p> <p>(4) ラジオ、拡声器、無線機の類(携帯電話機_____を除く。)及び笛、ラップ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者</p> <p>(5) 写真機、ビデオカメラ、録音機の類_____を携帯している者(第12条の規定により、議長の許可を得たものを除く)</p> <p>((6)～(7) 略)</p> <p>(第2項～第4項 略)</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第11条 傍聴人は傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。</p> <p>((1)～(6) 略)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) 携帯電話機については、使用できないよう電源を切ること</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>						

通番	項 目	答 申	対 応 状 況 等	
			<p>び審議経過などを記録するためのワードプロセッサ機能の利用のみとし、消音措置を講じるなど、審議や他の傍聴者の妨げにならないよう使用すること。</p> <p>(9) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____。</p> <p>(8) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</p>
			<p>様式第1号 (裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">おねがい</p> <p>傍聴に際しては、係員の指示に従い、次のことを守ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議場における発言に対して、拍手などにより、賛否を表明しないこと。 <li style="text-align: center;">(略) ○ 飲食や喫煙をしないこと。 ○ 携帯電話機などについては、音が出ないようにし、議事に関する情報の閲覧又は記録(撮影及び録音等を除く。)以外に使用しないこと。 ○ その他議事の妨害となるような行為をしないこと。 </div>	<p>様式第1号 (裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">おねがい</p> <p>傍聴に際しては、係員の指示に従い、次のことを守ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議場における発言に対して、拍手などにより、賛否を表明しないこと。 <li style="text-align: center;">(略) ○ 飲食や喫煙をしないこと。 ○ 携帯電話機_____については、使用できないよう電源を切る _____こと。 ○ その他議事の妨害となるような行為をしないこと。 </div>
			○議会運営についての申合せ事項	
			<p style="text-align: center;">改正 (案)</p> <p>第6 その他の事項</p> <p>(2) 議員及び出席説明者は、議場及び委員会室においては、携帯電話(スマートフォンを含む。)を使用しない。_____</p>	<p style="text-align: center;">現行</p> <p>第6 その他の事項</p> <p>(2) 議員及び出席説明者は、議場及び委員会室においては、携帯電話(スマートフォンを含む。)の電源を切り、使用しない。傍聴者及び報道関係者についても同様とする。</p>

IV 議会会期の在り方

通番	項 目	答申	対応状況等
20	1 議会の通年の会期	<p>会期については、当面現行通りとすること。</p> <p>なお、県民生活や県財政に大きな影響を与える議案については、専決によることなく、議会における議論が尽くされるよう、議長が、議会を代表する立場として、執行機関への監視に強いリーダーシップを発揮されたいこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当面、現行通りの会期制とする。

V 県議選の投票率向上等に向けた議会活動への県民参画の推進

通番	項 目	答申	対応状況等
21	1 県議選投票率の現状と今後の対応	<p>若者の政治参加を促し、県議選の投票率向上を図るため、県議会並びに議員は、茨城県議会基本条例第 19 条の趣旨に鑑み、県議会の活動と成果等を外部に発信し、県議会への理解と関心を高めるとともに、県民の議会活動への参画を進めることで、投票行動につなげる取り組みを積極的に行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記 2 (1) ～ (8) に記載のとおり、議会活動への県民参画を推進する施策を実施していく。
22	<p>2 県議選投票率向上に向けた県民参画推進の取り組み</p> <p>(1) 「県議会だより」による広報の継続的実施</p>	<p>若者が県議会に関心を持ち読んでもらえる広報紙とするため、記事の内容や質の維持・向上を図りつつ、県議会ホームページ掲載の「PDF版・議会だより」へのアクセス向上等に取り組むとともに、学校現場にて活用されるよう教育庁等への働き掛けを図られたいこと。</p> <p>より充実した紙面や広報に向け、県民や専門家等からの意見聴取等に取り組むこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「PDF版県議会だより」について、SNS の活用等によりアクセスを向上させるとともに、学校現場での活用に向けた教育庁等への働き掛けを行う。 ・ 情報委員会での有識者意見聴取や、住民モニターを活用した紙面充実に取り組む。

通番	項目	答申	対応状況等
23	(2) 県議会ホームページによる若者への情報発信	<p>スマートフォンやタブレットからの県議会ホームページへのアクセス向上を図るため、レスポンスウェブデザインへの対応を進めること。</p> <p>県議会ホームページへの誘導や議会活動等の若者への認知度を高めるため、SNS活用による情報発信に取り組んでいくこと。</p> <p>議会審議にかかる資料を、開会前に容易に閲覧できるよう、県議会ホームページに掲載すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県議会ホームページのレスポンスウェブデザインへの対応を推進する。 議会SNS（Twitterを想定）を開設し、事務局各課室に担当を置いて、議会に関する様々な情報を適時適切に発信していく。 定例会開会前に、議案等関係資料を議会ホームページに掲載する。
24	(3) 大学と連携した若者向け啓発等の実施	<p>県内大学等との連携を深め、議会傍聴の機会や、議員との直接対話・意見交換の機会を設ける等、若者に、より政治を身近に感じてもらえる取り組みを進めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現在連携協定を締結している茨城大学のほか、新たに県内大学と協定を締結する等、大学等との連携を促進する。 大学生による議会傍聴や、一般質問を行った議員との意見交換を実施する。
25	(4) PRコーナーの情報発信力の強化	<p>議事堂来訪者や小学生の社会科見学等において、県議会の活動等を紹介し、県議会への理解と関心を高めてもらうため、PRコーナー等の情報発信力をより強化すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> パネルや映像等、県議会PRコーナーの改修を実施し県議会の情報発信の強化を図る。 小学生等の議会見学時の内容の充実を図る。
26	(5) 議会として県民の意見を聴く取り組み	<p>「県民との青空対話議会」や住民モニター等を活用し、県議会として様々な分野の県民から、直接対話により地域の課題や国・県に望むことを聴きとる等広聴機能を強化し、議会における議論や政策に反映させる取り組みを進めること。無報酬</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県民との青空対話議会等、様々な分野の県民との直接対話により地域の課題や要望等を聴き取り、議会活動に反映させることとする。 県議会モニター制度を導入し、モニターとして委嘱した県民から意見聴取・情報収集等を行い議会の活動や広報等の改善等に活用していく。
27	(6) 高校生の本会議傍聴等の推進	<p>新型コロナウイルス感染症収束後の高校生の傍聴受け入れ再開に向けた環境整備を進めるとともに、議会中継や県議会だよりの学校等での活用を案内するほか、ハイスクール県議会の開催や、高校生と議員とが意見交換する機会等を設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国から今後示されるワクチン接種の推進に伴う行動制限の緩和の指針を踏まえて、県議会の傍聴に係る対応方針を定め、本会議における高校生傍聴の受け入れの再開を検討することとする。 高校生団体傍聴の際、現在事務局職員が行っている本会議前の生徒への質問ポイントのレクチャーを、当日質問する議員が行う等、高校生と議員とが意見交換する場を設ける。 ハイスクール議会への協力を行う。

通番	項 目	答 申	対 応 状 況 等				
28	(7) 休日議会の開催	<p>議会活動への県民の理解と参画を推進するためにも、県民が日中傍聴しやすい休日において、議会の開催を検討すること。</p> <p>なお、実施にあたっては職員負担等も考慮しつつ、年1回試行的に実施すること等により、その効果等を確認していくこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国から今後示されるワクチン接種の推進に伴う行動制限の緩和の指針を踏まえて、県議会の傍聴に係る対応方針を定め、今後、休日議会の開催を検討する。 				
29	(8) 女性の参画等議会における多様性の確保	<p>議会における女性参画等多様性の確保に向け、育児・介護を理由とする自宅等からのオンラインでの委員会出席や、会議、視察等への乳幼児同伴を可能とする等、改正政治分野における男女共同参画推進法の趣旨を踏まえた諸規程の改正等を検討すること。</p> <p>会議や視察等への介助者や介助犬等の同伴を受け入れる体制を整備すること。</p>	<p><育児・介護を理由とするオンラインでの委員会出席></p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会条例第14条の2第1項に規定する「その他特に必要がある場合」に、育児・介護を理由とする場合が該当することを議長が別に定め、第3回定例会から運用開始。 <p><会議等への乳幼児の同伴、介助者や介助犬等の同伴></p> <ul style="list-style-type: none"> 会議や調査等への乳幼児同伴、または補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の同伴を可能とする議運申合せの一部改正を行う。 <p>なお、受入体制及び環境整備については、個別事案に応じて具体的な対応案を検討する。</p> <p>○議会運営についての申合せ事項</p> <table border="1" data-bbox="1261 946 2094 1422"> <thead> <tr> <th data-bbox="1261 946 1715 994">改正（案）</th> <th data-bbox="1715 946 2094 994">現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1261 994 1715 1422"> 第6 その他の事項 (1)～(7)略 <u>(8) 議員は、議長及び委員長の了承を得た上で、会議、委員会及び調査等へ乳幼児を同伴させることができる。</u> <u>(9) 議員は、身体障害者補助犬法の趣旨に則り、会議、委員会及び調査等に補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を同伴させることができる。</u> </td> <td data-bbox="1715 994 2094 1422"> 第6 その他の事項 (1)～(7)略 <u>(新規)</u> </td> </tr> </tbody> </table>	改正（案）	現行	第6 その他の事項 (1)～(7)略 <u>(8) 議員は、議長及び委員長の了承を得た上で、会議、委員会及び調査等へ乳幼児を同伴させることができる。</u> <u>(9) 議員は、身体障害者補助犬法の趣旨に則り、会議、委員会及び調査等に補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を同伴させることができる。</u>	第6 その他の事項 (1)～(7)略 <u>(新規)</u>
改正（案）	現行						
第6 その他の事項 (1)～(7)略 <u>(8) 議員は、議長及び委員長の了承を得た上で、会議、委員会及び調査等へ乳幼児を同伴させることができる。</u> <u>(9) 議員は、身体障害者補助犬法の趣旨に則り、会議、委員会及び調査等に補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を同伴させることができる。</u>	第6 その他の事項 (1)～(7)略 <u>(新規)</u>						

VI その他

通番	項 目	答 申	対応状況等
30	1 議会事務局の体制強化 (1) 政策法務支援 機能等の強化	<p>社会経済の大きな変化や予算関係議案の増加等、議会における執行部の監視機能の発揮と、その一層の充実・強化が求められている。</p> <p>さらに、複雑化する住民ニーズに応えるため、議会自らが政策を立案し、県政に反映させる政策形成機能の強化も重要とされており、これまで本県議会では、全国トップレベルの数の議員提案条例を制定してきた。加えて、住民参画を推進する上で、議会広報等の活動強化も喫緊の課題である。</p> <p>については、県議会がより一層、県民の負託に応えていくためにも、議会事務局による調査や政策法務等に係るサポート機能の強化に向け、職員の配置や体制について十分に配慮するとともに、職員の資質向上に取り組まいたいこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回会議後、議会の政策形成の重要性と事務局の体制強化等に関し、知事あての要望を実施。 ・ 来年度に向け、決算特別委員会委員の審査能力向上や、事務局職員の政策形成、広報等に関する研修等改革推進のための予算を措置する。
31	(2) 改革推進のための 予算の確保	<p>新型コロナウイルスの影響を受け厳しい県の財政状況を踏まえ、我々議員も昨年度、政務活動費月額 10 万円削減を行う等、率先して経費節減に努めてきたところである。</p> <p>そのような中で、今回の答申に基づく項目の実施に当たっては、ICT化の推進等新たな経費が生じるものもあると考えられるが、県民にわかりやすく議会の議論を伝え、議会活動への県民の参画を促すとともに、中長期的には効率化による経費削減にもつながるものである。</p> <p>については、今回の答申に基づき、新たな経費が生じるものについては、既存予算内での対応ではなく、新たな予算措置を講ずること。</p>	

茨城県議会と常磐大学および常磐短期大学の相互連携・協力に関する包括協定の締結について

1 協定の目的

- (1) 専門家・学生からの意見聴取、議員向け講義などにより、議員の政策条例・意見書提案など「議会における政策立案機能の発揮」に資する。
- (2) 議員と学生との意見交換、議長・議員による大学講義などにより、学生が地域課題への関心を高め、「本県の将来を担う人材の育成」に資する。
- (3) 大学での期日前投票所設置、学内の Web 掲示板や SNS 等による投票呼びかけなどにより、「県議選への大学生の投票率向上」に資する。

2 協定締結式

日 時：10月25日（月）10：30～

※議会最終日・本会議前の議運開始前

場 所：議事堂第一応接室

参加者：議 会 議長、副議長、各会派代表者（5名）、
議会改革推進会議座長、座長代理 計9名
常磐大学 学長、副学長（常磐大学）、副学長（常磐短期大学）、
法律行政学科長、地域連携センター統括 計4名